

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十一年二月五日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆告示 健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録  
計量器定期検査の実施  
町営土地改良事業の認可
- ◆教委規則 鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則
- ◆地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱

新たに行なおうとする土地改良事業の認可  
土地改良事業計画の変更の認可  
土地の公用廃止

00470

検査日	時	鳥取県知事	石破二郎
検査区域	検査場所		
三月 八日	午前十時から午後三時まで	岩美郡岩美町	岩美町岩井消防詰所
九日	"	"	" 浦富農業協同組合
十日	"	"	" 小田農業協同組合
十一日	"	"	" 本庄保育園
十二日	"	"	" 網代公民館
十五日	"	福部村	福部中学校
十八日	午前十時から正午まで	国府町	国府町大成農業協同組合
十九日	午後一時から午後三時まで	"	谷農業協同組合
二十二日	午前十時から午後三時まで	"	宇倍野農業協同組合
二十三日	"	"	氣高町役場宝木支所
二十四日	"	"	浜村農業協同組合
"	"	"	逢坂小学校

鳥取県告示第六十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、岩美郡及び氣高郡の計量器定期検査を次のように実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

00469

名稱	所在地	診療科	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
鳥取市瓦町	内科、外科、小児科、胃腸科、放射線科、呼吸器科、循環器科	寺岡敏行	博愛病院	寺岡 美夫	昭和四十年一月一日 乙表点数表
鳥取市吉岡温泉町	内科、小兒科	宮田 寿一	宮田医院	米子市尾高町	耳鼻咽喉科、気管食道科
倉吉市宮川町	内科、小兒科	松田 俊逸	松田医院	倉吉市瀬崎町	産科、婦人科
門脇 好登	"	十四日	門脇人科	鳥取市瓦町	鳥取市瓦町
門脇 好登	"	十一日	門脇人科	鳥取市吉岡温泉町	鳥取市吉岡温泉町
"	"	"	寺岡敏行	寺岡敏行	寺岡敏行
"	"	"	宮田寿一	宮田寿一	宮田寿一
"	"	"	松田俊逸	松田俊逸	松田俊逸
"	"	"	十四日	十四日	十四日
"	"	"	十一日	十一日	十一日
"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年二月五日

氏名	住所	登録の記号番号	登録年月日
相良祐輔	鳥取市古市一	鳥医一〇七七号	昭和四十年一月十八日

00472

5 昭和40年2月5日 金曜日 鳥取県公報 第3603号 (第3種郵便物) 可(認)

谷線農道改良) 事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

玉鉢土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（暗渠排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十五号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（下原農道整備事業）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十六号

北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良（畑地かんがい）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十七号

上北条土地改良区から申請のあつた土地改良（区画整理）事業計画の変更については、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年二月五日

00471

昭和40年2月5日 金曜日 鳥取県公報 第3603号 (第3種郵便物) 可(認)

鳥取県告示第六十二号  
氣高郡氣高町から申請のあつた町営土地改良（下原農道整備事業）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十三号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（川揚農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十四号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（牧谷相

鹿野町 鹿野小学校  
青谷町 青谷町役場旧日置支所  
日置谷支所  
中郷小学校  
青谷町役場  
鹿野町  
鹿野小学校  
青谷町役場旧日置支所  
日置谷支所  
中郷小学校  
青谷町役場

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（川揚農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年二月五日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

00474

(第3種郵便物)  
認可

00473

(第3種郵便物)  
認可

### 鳥取県告示第六十八号

次の土地は、昭和四十年一月二十七日から公用を廃止した。

昭和四十年二月五日

鳥取県知事 石破二朗  
場所 地目面積

日野郡溝口町溝口字古市場下三〇 水路敷 三七坪  
七番から三一二番地先まで 五合九勺

### 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月五日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

### 鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取

県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正す

る。

第四十条を次のように改める。

(教育財産及び物品の定義)

第四十条 この規則において「教育財産」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三

十八条第一項に規定する公有財産のうち学校の用に供する財産をいう。

2 この規則において「物品」とは、地方自治法第二百三十九条第一項に規定する物品のうち学校教育の用に供する物品をいう。

第四十二条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第四十三条第一項を次のように改める。

校長は、当該学校の教育財産及び物品につき、財産

台帳の副本及び諸帳簿を整備し、常にその現有状況を把握しておかなければならぬ。

第四十三条第二項中「毎年度五月一日現在」を「毎年三月三十一日現在」に、「当該年度の五月末日」を「四月末日」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

(財産の管理)

第一条中「運営上必要な事項」を「管理運営上必要な事項」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「認可」を「承認」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 館長は、常に、当該図書館の用に供する財産(以下「財産」という。)を管理し、その整備保全に努めなければならない。

第十四条の次に次の二条を加える。

(損害報告)

第十四条の二 館長は、その所管に係る財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項について、すみやかに教育長に報告しなければならない。

一 事故発生の日時及び発見の動機

二 減失又はき損の原因

三 被害見積価格及び復旧見積額

第四条第一項、第四十七条第五項及び第四十八条第一項中「教育委員会」を「教育長」に改める。

(鳥取県立図書館規程の一部改正)

第二条 鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

金曜日 鳥取県公報 第3603号

昭和40年2月5日

00476

9 昭和40年2月5日 金曜日 鳥取県公報 第3603号 (第3種郵便物)  
認可司

## 五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急処置

六 その他参考となる事項  
(財産の使用)

第十四条の三 館長は、当該図書館の運営に支障がないと認めるときに限り、その財産を公共のために使用することができる。ただし、次に掲げる場合においては、あらかじめ教育長の指示を受けなければならぬ。

- 一 引き続き十日以上使用させること。
- 二 異例の使用に供するとき。

## (鳥取県立科学博物館規程の一部改正)

第三条 鳥取県立科学博物館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のよう改正する。

第一条中「運営上必要な事項」を「管理運営上必要な事項」に改める。

## 第八条(見出しを含む。)中「認可」を「承認」に

第十一條の次に次の二条を加える。  
(財産の管理)

第十二条の二 館長は、常に、当該科学博物館の用に供する財産(以下「財産」という。)を管理し、その整備全に努めなければならない。

## 第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 館長は、その所管に係る財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項について、すみやかに教育長に報告しなければならない。

- 一 事故発生の日時及び発見の動機
- 二 滅失又はき損の原因
- 三 被害の数量及びその程度
- 四 被害見積価格及び復旧見込額
- 五 き損した財産の保全又は復旧のためにとつた応急処置

六 その他参考となる事項  
(財産の管理)

## (鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第四条 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和三十七年九月鳥取県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

## (財産の管理)

第十四条 所長は、常に、当該青年の家の用に供する財産(以下「財産」という。)を管理し、その整備を次のように改正する。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

## (損害報告)

第十五条 所長は、その所管に係る財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項について、すみやかに教育長に報告しなければならない。

- 一 事故発生の日時及び発見の動機
- 二 減失又はき損の原因

三 被害の数量及びその程度

四 被害見積価格及び復旧見込額

## 地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十年一月十四日委嘱したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年二月五日

鳥取県地方労働委員会会长 上原隼三

氏名	生年月日	職業	経験歴	住所	電話番号
大谷義夫	明治三七、八、三〇	鳥取大学教授	現地労委公益委員 前あつせん員候補者	氣高郡青谷町青谷 三・七九六	青谷 (鳥取) 六二〇五
下田三子夫	明治四二、四、二五	弁護士	現地労委公益委員 前あつせん員候補者	鳥取市西町四丁目 一四五	鳥取 (宅) 三一五一
若木貞男	明治四〇、五、一三	税理士	前あつせん員候補者	鳥取市元鑄物師町 一四七の七	鳥取 (社) 二六八七
椋中正雄	明治四〇、九、八	鳥取大学教授	前地労委公益委員 前あつせん員候補者	鳥取市東町一丁目 (校) 三四一六	鳥取 (校) 四四六六
岩城正美	大正一六、三、九	中電労鳥取地協事務局長	前地労委公益委員 前あつせん員候補者	鳥取市西町四丁目 (校) 三一一	鳥取 (校) 三一六一
北尾才智	大正一五、三、二三	國鉄労組鳥取支部執行委員長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	鳥取市西町四丁目 (校) 五二〇一	鳥取 (校) 五二〇一
徳沢義夫	大正一一、一、一	私鉄車両部執行委員長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	鳥取市富安二一九 (校) 五二〇一	鳥取 (校) 五二〇一
清水英雄	明治二八、二、二七	鳥取県総評東部地区評議會議長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	西伯郡西伯町字原 四九〇	鳥取 (社) 五二〇一
鈴木実	大正九、八、一	大同木材工業(株)専務取締役	元地労委使用者委員 前あつせん員候補者	鳥取市古海 (社) 五二〇一	鳥取 (社) 五二〇一
松浦武儀	明治三二、一〇、一六	鳥取県経営者協会事務局長	現地労委使用者委員 前あつせん員候補者	鳥取市東品治町六 (社) 五二〇一	鳥取 (社) 五二〇一
	(鳥取県工業株)				
	元地労委使用者委員 前あつせん員候補者				
	前四一				
	(鳥取)				
	七二四四 四〇一六				

砂口 岩雄	昭和 六、二、一三	桑村 治睡	大正 六、一、三	秦 索	昭和 五、二、一四	松田 正雄	明治 三八、三、一〇	小林 繁	大正一五、七、一四	安部 三代治	明治三二、一〇、一	永川 重幸	明治三四、一、一	加納 勝巳	明治四四、三、一〇	田中 峰治	大正 一、一〇、九	山内 常雄	大正 一、一〇、九
議會總評事務局長	國鐵勞組米子地本	國鐵中國日ノ丸自執行車支部米子分会委員長	私鐵米子瓦斯(株)社長	(株)米子鐵工所	米子瓦斯(株)取締役	米子機工(株)取締役	山陰石油(株)取	米子市瓦斯(株)委員	現地勞委使用者委員	前あつせん員候補者	前あつせん員候補者	前あつせん員候補者	前あつせん員候補者	前あつせん員候補者	西伯郡西伯町阿賀	西伯郡西伯町字中	米子市旗ヶ崎五二	米子(組) ②六四八四	
西伯郡西伯町阿賀	米子(社) ②一一二一	西伯郡西伯町字中	米子(社) ②二九三七	西伯郡西伯町字中	米子(社) ②三一八七	西伯郡西伯町字中	米子(社) ②三二七五	西伯郡西伯町字中	米子(社) ②三一九六										
前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員		
前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員	前地勞委員候補者委員		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
発行日 火、金  
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印 刷 鳥取県鳥取市栗谷町  
販賣部 一部月額二五〇円(送配料共)  
所 县